資料1-2

事　務　連　絡
令和８年７月 10 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）　御中

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律附則第２条の解釈の明確化について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関して、日頃より御尽力いただき、感謝申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（令和８年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が令和８年６月 19 日に公布され、一部を除き令和９年４月１日から施行されることとなりました。

改正法附則第２条において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）又は低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度 PCB 廃棄物」という。）を現に保管する事業者等に係る経過措置を設けており、その解釈の明確化を図るべき事項等について、下記のとおりお知らせします。

各都道府県・各政令市におかれては、下記の事項に留意の上、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が適切になされるよう対応をお願いします。

記

１．改正法附則第２条による旧法又は新法の適用の整理について

改正法附則第２条の「旧法第８条第１項の規定による届出」及び「旧法第 15 条において準用する旧法第８条第１項の規定による届出」とは、改正法による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）の規定による毎年度６月末までに行われる前年度の高濃度 PCB 廃棄物又は低濃度 PCB 廃棄物の保管等の状況に関する旧法に義務付けられた届出のことをいいます。地方公共団体からの行政指導等に基づき高濃度 PCB 廃棄物又は低濃度 PCB 廃棄物の保管を開始した時点で行った届出はこれに該当しません。

改正法附則第２条に基づく旧法又は新法（改正法による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。以下同じ。）の適用について、表１及び

表２のとおり整理しています。表１及び表２のうち「旧法を適用」とする者については、改正法の施行後においても、旧法に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分義務等が課され続けることに留意ください。「新法を適用」とする者については、改正法の施行後は新法が適用されます。

＜表１　高濃度 PCB 廃棄物に係る改正法附則第２条の適用関係（※１）＞

高濃度 PCB 廃棄物 の保管事業者となった時点	初回の届出時点 （※２）	処分義務等に適用される法律
処分期間（※３）内	処分期間内	旧法を適用（附則第２条第２項）
処分期間内	処分期間の末日の翌日 ～令和９年３月 31 日	旧法を適用（附則第２条第１項）
処分期間内	令和９年４月１日～	旧法を適用（附則第２条第１項）
処分期間の末日の翌日～令和９年３月 31 日	処分期間の末日の翌日 ～令和９年３月 31 日	改正法の施行後は新法を適用 （施行前は旧法を適用、附則第２条第３項）
処分期間の末日の翌日～令和９年３月 31 日	令和９年４月１日～	改正法の施行後は新法を適用 （施行前は旧法を適用）
令和９年４月１日～	令和９年４月１日～	新法を適用

（※１）高濃度 PCB 廃棄物を既に自ら処分をし、又は処分を他人に委託した者は適用対象外

（※２）「初回の届出時点」は、旧法第８条第１項に基づく毎年度の届出を行った時点を意味し、複数回毎年度の届出を行っている場合には、初回の毎年度の届出を行った時点

（※３）「処分期間」は、令和５年３月 31 日等までの期間（旧法第 10 条第１項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号。以下「政令」という。）第６条）

＜表２　低濃度 PCB 廃棄物に係る改正法附則第２条の適用関係（※４）＞

低濃度 PCB 廃棄物 の保管開始時点	初回の届出時点 （※５）	処分義務等に適用される法律
処分期間（※６）内	処分期間内	旧法を適用（附則第２条第４項）
処分期間内	令和９年４月１日～	改正法の施行後は新法を適用 （施行前は旧法を適用）
令和９年４月１日～	令和９年４月１日～	新法を適用

（※４）低濃度 PCB 廃棄物を既に自ら処分をし、又は処分を他人に委託した者は適用対象

外

（※５）「初回の届出時点」は、旧法第 15 条において準用する旧法第８条第１項に基づく毎年度の届出を行った時点を意味し、複数回毎年度の届出を行っている場合には、初回の毎年度の届出を行った時点

（※６）「処分期間」は、令和９年３月 31 日までの期間（旧法第 14 条、政令第７条）

２．留意事項

改正法の施行までは、低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対して、既に保管されている低濃度 PCB 廃棄物を令和９年３月末までに自ら処分をし、又は処分を他人に委託することが義務付けられています。一方で、これらの者であって附則第２条第４項の対象とならない者（例：令和８年度中に低濃度 PCB 使用製品の使用を終了し低濃度 PCB 廃棄物の保管を開始した者、保管を開始し任意の届出をした者）については、改正法の施行後に「新法を適用」することとなるため、改正法の施行後は旧法に基づく令和９年３月末までの処分期間ではなく、新法に基づく政令で定める期間内の処分義務の規定が適用されることとなります。

なお、都道府県等において、今後、令和９年３月末までの間に、事業者に対して高濃度 PCB 廃棄物又は低濃度 PCB 廃棄物の保管状況を把握する目的で、届出を求めることは差し支えありません。この場合、当該届出は旧法に基づく法律上の届出（旧法第８条第１項又は旧法第 15 条において準用する第８条第１項に基づく届出）とはならないため、当該届出の有無によって附則第２条の適用関係は変更されないことにご留意ください。

以上

＜参照条文＞

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（令和８年法律第 44 号）

附　則

第二条　第一条の規定による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第十条第一項に規定する処分期間（以下この条において単に「処分期間」という。）内に旧法第二条第五項に規定する保管事業者であった者のうち、処分期間内に旧法第八条第一項の規定による届出を行わなかった者（第三項において「処分期間内保管事業者」という。）であって、この法律の施行の際現にその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者に係る当該届出の義務並びに旧法第十条第一項の規定による当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託しなければならない義務並びに当該義務に係る旧法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による命令及び代執行については、なお従前の例による。

２　処分期間内に旧法第八条第一項の規定による届出を行った者（次項において「処分期間内届出者」という。）であって、この法律の施行の際現に当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者に係る旧法第十条第一項の規定による当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託しなければならない義務並びに当該義務に係る旧法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による命令及び代執行については、なお従前の例による。

３　処分期間の末日の翌日からこの法律の施行の日までに旧法第八条第一項の規定による届出を行った者（処分期間内保管事業者及び処分期間内届出者を除く。）であって、この法律の施行の際現に当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者については、この法律の施行の日にその保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明したものとみなして、第一条の規定による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第三章から第五章までの規定を適用する。

４　旧法第十五条において準用する旧法第八条第一項の規定による届出を行った者であって、この法律の施行の際現に当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者に係る旧法第十四条の規定による当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託しなければならない義務及び旧法第十五条において読み替えて準用する旧法第十二条第一項の規定による命令については、なお従前の例による。

５　（略）